

半田市営住宅の建替え及び用途廃止に係る移転料等の支払いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う市営住宅の建替え及び用途廃止に関し、各年度の予算の範囲内において行う移転料及び協力金（以下「移転料等」という。）の支払について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 移転料等の支払の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第15号に規定する市営住宅建替事業及びこれに準ずる事業（以下「建替事業」という。）並びに法第44条第3項の規定による市営住宅の用途廃止による除却事業（以下「用途廃止事業」という。）とする。

(対象者)

第3条 この要綱において「対象者」とは、市長が市営住宅の建替計画又は用途廃止計画の通知を発した日における当該市営住宅（以下「旧住宅」という。）の入居者で、対象事業の実施に伴い旧住宅の明渡しをするものをいう。

(移転料等の支払)

第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を移転料として支払うものとする。

- (1) 旧住宅から永続的に他の市営住宅（以下「他住宅」という。）又は暫定的に他の住宅（以下「暫定住宅」という。）に移転するとき。 16万円
- (2) 暫定住宅から建替事業による建替住宅（以下「建替住宅」という。）に移転するとき。 10万円
- (3) 旧住宅から市営住宅以外の住宅（以下「一般住宅」という。）に移転するとき。 16万円
- (4) 前号の規定による移転を行った者が一般住宅から建替住宅に移転するとき。 10万円

2 市長は、対象者が旧住宅から暫定住宅又は一般住宅に移転したときは、協力金として10万円を支払うものとする。ただし、協力金の支払は、対象者一人につき1

回限りとする。

(住宅移転承諾書の提出)

第5条 対象者は、対象事業の実施にあたり住宅の移転を承諾したときは、住宅移転承諾書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の住宅移転承諾書の提出があったときは、移転先住宅のあっせんに努めるものとする。

3 市長は、用途廃止事業に伴い、前項の移転先住宅のあっせんを行うときは、居室数が二室以上の住宅をあっせんするものとする。

(住宅移転契約及び移転料等の支払手続)

第6条 対象者は、対象事業の実施により住宅を移転するときは、移転する日の30日前までに市営住宅移転契約書(様式第2)により移転契約を締結するものとする。

2 前項の契約に基づき、対象者は市営住宅移転料請求書(様式第3。以下「移転料請求書」)及び市営住宅移転協力金請求書(様式第4)を市長に提出するものとする。

ただし、市長が特に認める場合は、移転完了前においても移転料請求書を提出することができる。

3 市長は、前項の規定により対象者から移転料の請求があった場合は、30日以内に第4条に規定する移転料を支払うものとする。

4 市営住宅移転契約に基づき、住宅を移転したときは、移転完了後5日以内に移転完了届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(世帯分離)

第7条 市長は、対象者が建替住宅に移転するときに、その世帯構成員の全員が1戸に住居することが特に困難と認められる場合は、同居の親族を世帯分離させ、建替住宅の別の戸又は他住宅に入居させることができるものとする。

2 前項の同居の親族は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 対象者の入居のときから同居し、又は市長が建替計画の通知を発した日以前に同居の承認を受けていること。

(2) 対象者の2親等以内の親族であること。

(3) 市長が建替計画の通知を発した日において当該市営住宅に住所を有している

こと。

(4) 法第17条に規定する入居者の資格を有すること。

3 世帯分離により、第1項に規定する入居を承認された同居の親族については、家賃及び割増賃料の減額並びに移転料等の支払は、行わないものとする。

(世帯分離の手続)

第8条 前条第2項各号に掲げる要件を全て満たす同居の親族が前条第1項の規定により建替住宅の別の戸又は他住宅に入居しようとするときは、市営住宅入居世帯分離申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があり、世帯分離を承認したときは、市営住宅入居世帯分離承認書(様式第7)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

住 宅 移 転 承 諾 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

市営 住宅 棟 号
氏名

建 替 事 業
このたび、 用途廃止事業 を承諾し、下記のとおり住宅移転を希望しますので、

入居を斡旋してください。

記

1 移転先希望

(1) 仮移転（建替事業の場合）

イ 団地内の他住宅に移転

ロ 団地外の他住宅に移転

第1希望 方面 住宅

第2希望 方面 住宅

ハ 一般住宅に移転

移転定先住所

(2) 本移転

イ 団地内の他住宅に移転

ロ 団地外の他住宅に移転

第1希望 方面 住宅

第2希望 方面 住宅

ハ 一般住宅に移転

移転先住所

ニ 建替住宅に移転（建替事業の場合）

2 移転予定時期 年 月 日

3 同居の親族

続柄	氏名	年齢	職業・学校名	所在地

(注) 該当箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

様式第2（第6条関係）

市営住宅移転契約書

市営住宅建替事業

の実施に伴う半田市営住宅棟号からの

市営住宅用途廃止事業

移転について、半田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により契約を締結する。

（移転）

第1条 乙は、前記市営住宅から平成 年 月 日までに市営住宅（以下「他住宅」という。）又は一般住宅（番地）に移転しなければならない。

2 乙は、前項により移転したときは、5日以内に甲に対し移転完了届を提出しなければならない。

（移転料等の支払）

第2条 甲は、この契約の締結後に乙から移転料の請求があったときは、30日以内に 円を支払うものとする。

2 乙は、前項の規定により移転料の支払を受けた場合において移転契約を解除した場合は、移転料を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年2.90%の割合を乗じて計算した金額に相当する利息を付して甲の指定する期日までに前払金を返還しなければならない。

3 甲は、乙が旧住宅から建替住宅又は一般住宅への移転を完了した後、乙から協力の請求があったときは、30日以内に 円を支払うものとする。

（権利放棄）

第3条 乙は、第1条の規定による移転の期日までに自己の財産の除去を終えないときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなす。

（敷金の徴収猶予又は徴収免除）

第4条 甲は、建替事業により乙が他住宅へ移転した場合にあっては、乙に対し当該他住宅の入居指定日から新たに建設される建替住宅の設置の日の前日までの期間（その期間が5年間を超える場合においては、5年間）当該他住宅に係る敷金の徴収を猶予するものとする。

2 用途廃止事業により、乙が他住宅に移転した場合において、旧住宅に係る敷金と当該他住宅に係る敷金に差額が生じたときには、当該差額の徴収を免除するものと

する。

(遵守義務)

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
代表者 半田市長

乙 住 所
市 営 住 宅 棟 号
氏 名

市営住宅移転料請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所
氏名

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年度市営住宅建替・用途廃止事業による市営 住宅
棟 号の移転料として。

振込先口座

金融機関名

銀行・信用金庫・組合

支 店 名

店

預金の種類

普通 (総合) ・ 当 座 ・ 納税準備

口 座 番 号

フリガナ
口座名義人

市営住宅移転協力金請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所

氏名

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、平成 年度市営 住宅建替・用途廃止事業による協力金として

振込先口座

金融機関名

銀行・信用金庫・組合

支店名

店

預金の種類

普通（総合） ・ 当 座 ・ 納税準備

口座番号

フリガナ
口座名義人

移 転 完 了 届

年 月 日

半 田 市 長 殿

住所
氏名

市営住宅建替・用途廃止事業による移転については、下記のとおり完了しました。

記

- 1 旧住宅
市営 住宅 棟 号
- 2 他住宅（一般住宅への移転にあたっては移転先住所）
- 3 移転完了年月日 年 月 日

上記のとおり移転を完了したことを確認しました。

年 月 日

職氏名

印

市営住宅入居世帯分離申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

世帯主

現住所

市営

住宅

棟

号

氏名

下記のとおり世帯分離を申請しますので承認してください。

世帯分離前の家族			世帯分離する家族		
続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
分離理由					

※ 添付書類

最近の市民税課税決定証明書（所得額記載のこと。）及び住民票の写し。

半建第 号

市営住宅入居世帯分離承認書

市営 住宅 棟 号
様

年 月 日付で申請のありました世帯分離については、下記の
条件を付けて承認します。

年 月 日

半 田 市 長

記

条 件